

平成 30 年 6 月 6 日

保護者 各位

武蔵越生高等学校
校長 大塚 英男

平成 30 年度 高等学校等就学支援金Ⅱ期以降の申請手続きについて

梅雨の候、保護者の皆様におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は本校教育活動、並びに事務手続きにおいて、格別のご高配を賜りありがたく御礼申し上げます。

早速ではありますが、平成 30 年度 高等学校等就学支援金Ⅱ期以降の申請手続きについて案内が届きましたので下記のとおりご案内申し上げます。

取り急ぎのご連絡となりましたが、必要書類の提出をお願い致します。

記

1. 補助対象になる基準額

各家庭の所得に応じて補助される金額が異なりますので必ず下記の基準表をご確認下さい。
尚、所得割額の基準額は保護者（親権者）の合算により判断いたします。

補助金額（月額）	補助の対象となる所得割額の金額
月額 9,900 円	道府県民税と市町村民税の所得割額の合算額が 257,500 円以上 507,000 円未満 の世帯
月額 14,850 円	道府県民税と市町村民税の所得割額の合算額が 85,500 円以上 257,500 円未満 の世帯
月額 19,800 円	道府県民税と市町村民税の所得割額の合算額が 100 円以上 85,500 円未満 の世帯
月額 24,750 円	道府県民税と市町村民税の所得割額の合算額が 非課税(0 円) の世帯
補助対象外	道府県民税と市町村民税の所得割額の合算額が 507,000 円以上 の世帯

2. 就学支援金の支給方法

就学支援金は学校が代理でうけとる間接支給です。

本校は授業料引落時に就学支援金受給額の相殺または振込を行っております。

4月の授業料等の引落しは通常通りの金額を口座振替し、8月の授業料引落で就学支援金4. 5. 6月分の相殺をし、1 2月の授業料引落で就学支援金7月～翌年3月分を相殺・振込致します。

3. 諸注意

※今回の申請で就学支援金7月～翌年6月分を決定致します。

※就学支援金は授業料に対しての補助金になります。授業料以上の金額は補助されません。

※国庫補助ですので提出期限を厳守願います。

※必ず別紙『高等学校等就学支援金について』をお読みください。

※期限以内に提出・連絡のない世帯は申請辞退とみなします。予めご了承下さい。

4. 提出書類について

- ① 提出期限 平成 30 年 6 月 20 日 (水) 16 : 25 **※ 期限 厳 守 ※**
※ 期限後の受付は致しませんので、予めご注意願います ※
- ② 提出場所 事務室窓口
- ③ 書類提出対象者 補助対象の世帯
※ 対象外の世帯は『申請辞退届出書』をご提出下さい。
- ④ 提出書類 下記の書類を任意の封筒に入れ、クラス・氏名を記入し事務室まで
 ご提出下さい。

(ア) 高等学校就学支援金申請書 (様式第 1 号)

※ 記入例を参考にご記入下さい。

※ 訂正が発生した場合、二重線をし、訂正印を押してください。

(イ) 課税証明書

※ 課税証明書は市町村役場で発行しております。

※ 課税証明書は地域により名称が異なる場合がございます。

参考資料を添付してありますので一読願います。

※ 必ず道府県民税と市町村民税の記載のあるものを発行して下さい。

※ 「保護者の課税証明書」及び「配偶者の課税証明書」をご提出下さい。

※ 給与明細・特別徴収税額通知書・源泉徴収票では手続き出来ません。

提出書類早見表	申請書	申請書 裏面チェック事項	課税証明書	
			保護者分	配偶者分
ふたり親世帯	○	※(2)-1 ① にチェック	○	○
ふたり親世帯 (配偶者控除あり)	○	※(2)-1 ② ア にチェック	○	
ひとり親世帯	○	※(2)-1 ② ウ にチェック	○	
海外赴任世帯 (保護者のみ)	○	※(2)-1 ② イ にチェック		○
海外赴任世帯 (保護者・配偶者)	○	※(2)-2 ⑦ にチェック	日本に在住の保護者様の 課税証明書をご提出下さい	
基準外世帯	申請辞退届出書 を提出			

※ その他の事由に関しましては提出前に事務室までご連絡ください。

以上

【添付書類】

- ① 就学支援金リーフレット (両面印刷)
- ② 平成 30 年度住民税所得割額記載書類一覧
- ③ 高等学校等就学支援金申請辞退届
- ④ 申請用紙記入例 (両面印刷)
- ⑤ 高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書・収入状況申請書
- ⑥ 高等学校就学支援金について